

(営繕工事) 週休 2 日適用工事に要する費用の計上について

大月市が発注する営繕工事における令和 7 年 6 月 1 日から適用する「週休 2 日適用工事実施要領」の運用に当たっての考え方は次のとおりとする。

1. 対象工事

令和 7 年 6 月 1 日以降に入札するすべての工事（土木の積算基準による工事を除く。）を対象とする。

ただし、工事内容、現場条件等適切に判断して適用できない明確な理由がある工事は対象外とすることができる。

2. 積算方法

予定価格の算定については、現場閉所の通期（4 週 8 休以上）とする。

なお、補正係数については、令和 7 年 3 月 25 日付け国会契第 50 号、国営管第 617 号、国営計第 170 号、国営建技第 6 号による「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」による。

3. 工事成績評定

大月市が定める「週休 2 日適用工事に伴う実施要領」の第 6（工事成績評定）によるものとする。